

北九州市公報

発 行 所
北九州市小倉北区城内1番1号
北 九 州 市 役 所

目 次

◇ 人事委員会

- 初任給、昇格、昇給等に関する規則及び北九州市職員の苦情相談に関する規則の一部を改正する規則【人事委員会事務局調査課】

2

初任給、昇格、昇給等に関する規則及び北九州市職員の苦情相談に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年7月12日

北九州市人事委員会委員長 河 原 一 雅

北九州市人事委員会規則第6号

初任給、昇格、昇給等に関する規則及び北九州市職員の苦情相談に関する規則の一部を改正する規則

(初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部改正)

第1条 初任給、昇格、昇給等に関する規則(昭和41年北九州市人事委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項各号列記以外の部分及び第1号中「いずれか一の」を「いずれかの」に改め、同条第2項中「地方公務員法(昭和25年法律第261号)第57条に規定する単純な労務に雇用される者又は」を削る。

第22条第4号中「地方公務員法」の次に「(昭和25年法律第261号)」を加える。

(北九州市職員の苦情相談に関する規則の一部改正)

第2条 北九州市職員の苦情相談に関する規則(平成17年北九州市人事委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

第2条中「同法第57条に規定する単純な労務に雇用される職員及び」を削る。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。